第百八十五号

日

方道

令和三年

四月二十二日

木 曜

> 甲斐市亀沢字菩堤五〇七〇番一 地先から 地先まで 月二十八日

目 次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………………………………………………………一八三 ○道路の供用開始…………………………………………………………………………………一八三

○国土調査の指定……………………………………………………………………一八四 ○大規模小売店舗の新設に関する届出…………………………………………………一八三

公安委員会

○公共測量の終了(五件)……………………………………………………………一八六

一八六

一八四 一八六

○一般競争入札について………………………………………………………一八七

告 示

山梨県告示第百三十八号

覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年五月十三日まで一般の縦 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

主要地 種類 道路の 路線名 敷島竜王線 甲斐市亀沢字中下三八二一番 区間 延長 (メートル) 三四七・六 令和三年四 期日 供用開始の

届出者

令和三年四月二十二日

Щ

梨県公

報

第百八十五号

令和三年四月二十二日

山梨県告示第百三十九号

条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は 山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

火打石 壊危険区域 急傾斜地崩 二十七六 平成二十五年山梨県告示第六十四号中の標柱番号四号と次に掲げる地 番の土地に設置した標柱番号二十六号の標柱を結んだ線、標柱番号二 標柱番号 順次結んだ線に囲まれた区域 標柱番号七号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号四号を 十六号と二十七号の標柱を結んだ線、標柱番号二十七号と同告示中の 南巨摩郡 郡 同 市 南部町 町 同 村 福士 大 同 字 火打石 同 字 二五九七四番 同 地 番

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

あったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が 及び縦覧に供する。

山梨県知事 長

崎

郎

幸 太

氏名又は名称及び法人にあっては 住所

Щ

梨

県

代表者の氏名	
代表取締役 青木宏憲株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 クスリのアオキ河東中島店
- 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島字十二枚千八百三番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ っては代表者の氏名

代表者の氏名	住所
代表取締役 青木宏憲株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和三年十二月十四日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百三平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 駐車場の位置及び収容台数

位置 届出の図面のとおり

- (2) (1) 収容台数 五十一台
- 駐輪場の位置及び収容台数
- (2) (1) 位置 届出の図面のとおり
- 収容台数 二十三台
- 荷さばき施設の位置及び面積
- (2) (1) 面積 十六平方メートル

位置

届出の図面のとおり

- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 容量 十三立方メートル

位置

届出の図面のとおり

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社クスリのアオキ	小売業を行う者の氏名又は名称
午前九時	開店時刻
翌午前零時	閉店時刻

- 三十分まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 数 二箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後
- 十時まで
- 届出年月日 令和三年四月十三日

センター

兀 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階

山梨県県民情報

Ħ. 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月二十三日まで

国土調査の指定

国土調査として指定した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、 次のとおり

令和三年四月二十二日

国土調査の指定年月日

山梨県知事

長

崎

幸

太 郎

令和三年四月十四日

 \equiv 調査を行う者の名称

笛吹市

三 調査地域

笛吹市市部の一部

兀 調査期間

令和三年四月十四日から令和五年三月三十一日まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 村山

一方番地		_			第百八十五号 令和三年四月二十二日	公 報	梨果
指吸敬治 北杜市高根町村山北割二百九十	抬	同		百	九番地	原博司	臣
清水秀夫	 浩	同		同	北杜市高根町堤五百十番地	義	同
大芝貞夫 北杜市高根町村山西割千二百四	+	同		同	六番地 北杜市高根町村山北割二百九十	指吸敬治	同
山本高良 北杜市高根町小池七百十五番地	ılı	同		同	北杜市高根町小池六百九番地一	伊藤智明	同
仲嶋和義 北杜市高根町堤五百十番地	仲	同		-	番地の一番地の一番地の一番地の一番地の一番がある。	货场行美	Ē
新海敏生 北杜市高根町蔵原千九百八番地	新	理事	شيانين	1		R 页	ij l
役職名 氏名 住所	-	伐 融	20	司	化土市高限打是左至三十八番也	 	司
就任	任	就		同	十九番地 北杜市高根町村山北割千八百五	浅川一滿	同
	 	同		司	十二番地北杜市高根町村山西割千二百四	大芝貞夫	同
植松勝 二十二番地 二十二番地	植	同		可	十六番地十六番地	藤原一利	同
	藤	司		令和三年三月三十一日	四番地北杜市高根町村山東割五百二十	小池一茂	理事
事 新海敏生 北杜市高根町蔵原千九百八番地	-	監事	pag	退任年月日	住所	氏名	役職名
山本高良 北杜市高根町小池七百十五番地	1]1	同		<u>п</u>			退任
中村忠淳	ф.	同		こた旨届出があった。	日型型印事 長 寄 宝六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。	令和三年四月二十二日村堰土地改良区から次	六ヶ村堰土

Щ 梨 県 公 報

T1
八
六

司	同	同	同	監事	同	同	同	同	同	闰
福田和久	小池良幸	横森俊司	清水光	浅川一滿	伊藤哲夫	原明人	油井啓文	中嶋昭洋	藤原久德	作道和夫
六十一番地北杜市高根町村山北割三千二百	番地北杜市高根町蔵原千七百三十八	地杜市高根町村山西割七十四番	六番地 北杜市高根町村山東割六百九十	十九番地北杜市高根町村山北割千八百五	二	十二番地北杜市高根町村山西割二千百八	北杜市高根町堤五百八十九番地	三番地一三番地一出村山北割三千二十	十一番地北杜市高根町村山東割千三百六	番地二北杜市高根町蔵原千五百五十八
司	同	同	同	同	同	同	同	间	同	同

基本測量の終了

により公示する。 長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 測量の種類 基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)
- 測量の地域 山梨県全域
- 測量の期間 令和三年三月一日から同年三月三十一日まで

三

公共測量の実施

たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長

崎

幸

太

郎

- 測量の種類 公共測量 (航空レーザ測量
- 測量の地域 戸川流域
- 三 測量の期間 令和三年四月十二日から同年七月三十日まで

公共測量の終了

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量 (地図情報レベル五百)
- 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町
- 三 測量の期間 令和二年十一月四日から令和三年三月二十三日まで

公共測量の終了

第二項の規定により国土交通省関東地方整備局河川部から次のとおり公共測量の実施を 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

終わった旨の通知を受けたので、 の規定により公示する。 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ計測)
- アルプス市、 測量の地域 富士川町及び市川三郷町 富士吉田市、山中湖村、忍野村、 富士河口湖町、 西桂町、 都留市、 南
- 三 測量の期間 令和二年十一月五日から令和三年三月二十六日まで

公共測量の終了

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 測量の種類 公共測量(基準点測量
- 測量の地域 山梨県全域
- \equiv 測量の期間 令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

公共測量の終了

第二項の規定により韮崎市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量 (空中写真撮影
- 測量の地域 韮崎市
- 測量の期間 令和二年七月十五日から令和三年三月三十一日まで

公共測量の終了

受けたので、 第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示す

Щ

梨県公

報

第百八十五号

令和三年四月二十二日

る。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 測量の種類 公共測量(空中写真撮影及び写真地図作成)
- 測量の地域 南アルプス市

三

測量の期間 令和二年七月十五日から令和三年三月三十一日まで

公安委員会

一般競争入札について

関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に ものである。 ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和三年四月二十二日

山梨県警察本部長 大 窪

雅

彦

般競争入札に付する事項

借入物品等の名称及び数量 県警WANネットワーク機器

式

- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和四年二月一日から令和九年一月三十一日まで
- 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課
- この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指 名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

加資格のない者とみなす。

- のいずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

- 号に該当する者を除く。)てその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっ
- い者 四 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな 回 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者
 「当人でいない者」である。日の初日において、引き続き二年以上営業を、「当人でいない者」である。日の初日において、引き続き二年以上営業を、「当人でいるいます」という。
- ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし2(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 入札に参加することができる者であること。に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第百十一号)の一に定める競争3。令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

を除く。)でないこと。

凸 入札手続等

- 報システム企画・指導担当 電話○五五−二二一−○一一○ 五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四○○−八
- 交付時間は午前八時三十分から正午までとする。後五時までに四1の交付場所において交付する。ただし、最終日(五月十四日)の後五時までに四1の交付場所において交付する。ただし、最終日(五月十四日)のの休日」という。)を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和三年五月十四日(金)までの山梨
- 号四○○−八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当(郵便番4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和三年六月三日(木)午後
- 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、

- 則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者
- 価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。長が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部

五 その他

- 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 除する。 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
- 余する。金する。のなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免めなければならない。の表する。
- 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希は、入札説明書4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書
- 5 契約書作成の要否 要
- ある。 て当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することが年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降におい契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七多)の出継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる

7 その他

- 二 詳細は、入札説明書による。
- □ 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話○五五-二二一-○一一○

Summary

*

Nature and quantity of the products to be procured: Computer Network

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報
	第百八十五号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
公番一号	令和三年四月二十二日
印刷所	日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
六番	
	一九〇
	0